

岐阜県公報

第 六 百 三 十 号
令和 七 年 十 月 十 四 日
(火曜日)

目 次

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四五^{ページ}一

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業

地区名 益田北部地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月十四日から

令和七年十一月三日まで

令和七年十月十四日発行

発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社